

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第103号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月15日 11時10分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市立石埼北西方沖 佐世保市所在の浅子港A防波堤灯台から真方位160°400m付近 (概位 北緯33°11.4′ 東経129°37.3′)
事故等調査の経過	平成25年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第三東洋丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	155-184長崎、東田船舶有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	両舷プロペラガード及び両舷プロペラ全翼の翼端に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約1.2m、船尾約2.3mの喫水により、立石埼北西方沖を約9ノットの対地速力で北北西進中、平成25年6月15日11時10分ごろ船尾部が浅所に乗り揚げて通過した。 船長は、衝撃を感じ、減速して北方の広い海域まで移動した後、機関を停止して各部を点検したが、浸水等の異常がなかったため、航行を続けて長崎県松浦市の定係地に帰った。 本船は、その後、3航海を行い、売船のための点検のため、10月28日に上架したところ、損傷が発見された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 北、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	本事故発生場所は、佐世保市浅子町の陸岸及び西方の母島を中心に拡延する岩礁の間の幅約200mの水路（以下「本件水路」という。）の南口に当たり、海上保安庁刊行の海図W1234によれば、本件水路南口付近は、両岸の2m等深線より深い部分の幅が約70mで最も狭くなっている。 船長は、本件水路を何回も航行した経験があったので、浅所の位置などの水路状況はよく承知しており、ふだんは水深がある水路中央部を航行するようにしていた。 船長は、本事故時、立岩埼南方沖を通過して本件水路に向けたとき、本件水路に漂泊して釣りをしている約2～3隻のプレジャーボ-

	<p>トを認め、そのうちの水路中央部にいた1隻を避けようとしてふだんより水路の東側の陸岸寄りを航行した。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、昼間で視界も良かったので、画面を見ていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、立石埼北西方沖を北北西進中、船長が本件水路の中央部で漂泊していたプレジャーボートを避けようとして本件水路の東側の陸岸寄りを航行したことから、陸岸から拡張する浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、立石埼北西方沖を北北西進中、船長が本件水路の中央部で漂泊していたプレジャーボートを避けようとして本件水路の東側の陸岸寄りを航行したため、陸岸から拡張する浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭水道を航行するときは、慣れた水道であっても、水深に留意し、GPSプロッター等で船位の確認を行うこと。